

「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」
意見提出

氏名・団体名

産業競争力懇談会（COCN）

会長 勝俣恒久

（東京電力株式会社 取締役会長）

住所

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

日本生命丸の内ビル（株式会社日立製作所内）

電話番号 03-4564-2382

1. 選択肢 I 「利用範囲をどうするか」

※①～④のうち最も望ましいと考える選択肢番号を1つのみ選択し、
記載してください。

④ + α

- ① A案 （ドイツ型：税務分野のみで利用）
- ② B-1案（アメリカ型：税務分野、社会保障は現金給付分野のみに利用）
- ③ B-2案（アメリカ型：税務分野、社会保障は現金給付分野に加え、社会保障情報サービスにも利用）
- ④ C案 （スウェーデン型：幅広い行政分野で利用）

【選択理由】

- (1) 税務、社会保障に限らず、幅広い行政分野で利用できること、さらに本人の了解を前提にして、民間企業を含めて、幅広く産業利用ができるようにすべきです。そのことによって、国民にとってのメリット(利便性)は大きく向上し、情報管理のリスク・コストも社会全体として大きく減少させることが可能になると考えています。
- (2) 「電子政府評価委員会 平成 20 年度報告書」等でも述べられているとおり、オンライン利用を促進するためには利用者目線での業務サービス改革が必須であり、その実現に向けては、国、地方自治体のみならず、民間企業も含めたシステム連携が必要です。そのため、本番号の利用範囲に対する制限はできるだけ少ないものが望ましいと考えます。
- (3) 利便性の具体的な例として、例えば住所変更があった場合を考えてみますと、民間のサービスと公的な番号制度との連携が取れているとした場合、住所変更に関連した行政手続きと民間のサービス(銀行やクレジット会社等)の手続きとを一括して行うことが可能になります。
- (4) また、企業が自社製品・サービスの契約ユーザーの現況を確認するために、公的な共通番号による情報提供が可能となれば、消費者の権利保護が促進されます。たとえば、本人が契約段階で了解している場合、保険会社、金融機関が直接本人の最新住所の確認ができるようになりますし、製造業での製品リコール対応も迅速化できます。
- (5) 社会のリスクを軽減する例として、オンラインでの電子商取引の本人確認手段として、セキュリティの高い公的な共通番号による認証手段を使うことにより、今までパスワード認証などセキュリティが低いまま起きていた、なりすましや、不正なサービスの利用などを防止することができると考えられます。さらに、プライバシー保護が重要課題である電子カルテ等の個人の医療情報を、本人が収集する際の本人確認手段としての利用も考えることができます。
- (6) また、行政だけでなく民間利用も想定した場合、利用者の不安を払拭するために、アクセスログの管理を含めてシステムが正しく運用されていることを監視する第三者機関の設置が必要だと考えます。

2. 選択肢Ⅱ 「制度設計をどうするか」

【番号に何をを使うか】

※①～③のうち最も望ましいと考える選択肢番号を1つのみ選択し、
記載してください。

③

- ① 基礎年金番号
- ② 住民票コード
- ③ 新たな番号

【選択理由】

共通番号は、住基ネットを活用し、「新たな番号」を付番することが良いと思います。さらに、共通番号は、目に見える番号であること、国民全員に一人一番号を付与することが必要だと考えます。「新たな番号」は、既の実績のある住基ネットを活用して付番することとし、既存の住民票コードとの対応関係を維持することにより生成されることが必要だと考えます。そうすることで、最小の費用で、確実かつ効率的な仕組みが構築できます。住民票コードと同等の「新たな番号」を新規に作り出すことは、番号管理や運用に関連する新たなシステムの開発が必要となり、コスト増となるので反対です。

【情報管理をどうするか】

※①・②のうち最も望ましいと考える選択肢番号を1つのみ選択し、
記載してください。

②

- ① 一元管理方式（各分野の番号を一本に統一し、情報を一元的・集中的に管理）
- ② 分散管理方式（情報を各分野で分散管理し、中継データベースを通じて、
共通番号を活用して連携）

【選択理由】

情報管理に関しては、情報漏洩のリスクを小さくするために、各分野で分散管理する方式が優れていると思います。そのことにより、各分野の既存システムをベースに、共通番号で連携を図る効率的なシステムを構築していくべきだと考えます。既存システムがそれぞれ個別の番号で運用されている中、番号を一つに統一することは負担が大きすぎると考えます。

3. 選択肢Ⅲ 「保護の徹底をどうするか」

(複数回答可能)

※①～③のうち望ましいと考える選択肢番号を選択し、
記載してください。

①②③

- ① 国民自らが情報活用をコントロールできる
- ② 「偽造」「なりすまし」等の不正行為を防ぐ
- ③ 「目的外利用」を防ぐ

【選択理由】

- (1) 「国民自らが情報活用をコントロールできる」ことを最優先に考えるべきだと思います。国、地方の公的分野での利用に関しては法令により「目的外利用」を規制する必要がありますが、本人が希望する民間利用、産業利用に関しては、過度の制約がつかないようにすることが大切です。
- (2) 1968年の「各省庁統一個人コード」や1980年の「グリーンカード」など、過去、いくつかの番号制度が検討・実施されましたが、その都度、プライバシー等に対する懸念から普及しませんでした。本番号制度において、そのような国民の不安を払しょくするためには、①自己情報へのアクセス記録を確認できるなど国民自らが情報活用をコントロールできる仕組みを導入すること、②ICカード等を利用した確実な本人確認により「偽造」「なりすまし」等の不正行為を防ぐこと、③法令等を整備することにより「目的外利用」を防ぐこと、の全てを実施するとともに、国民に対する普及・啓もう活動にも力を入れるべきと考えます。

御意見ありがとうございました